

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項)</p> <p>7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。 (1)～(7) (省略) (8) 泡を消す目的で<u>もろみ等に使用する必要最少量のシリコーン樹脂</u></p> <p>第17条 製造又は販売業の廃止 第1項及び第2項関係 1 「<u>法人番号通知書の写し</u>」の取扱い <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により法人番号の通知を受けた法人が、当該通知における法人番号通知書を書面に出力したものを、令第16条第1項又は第2項《製造又は販売業の廃止の手続》の申請書に添付して提出した場合には、規則第7条の5第3項第2号ロ《製造免許等の取消しの申請書の記載事項》に規定する法人番号通知書の写しの提出があったものとして取り扱う。</u></p>	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項)</p> <p>7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。 (1)～(7) (同左) (8) <u>蒸留の用に供するもろみ等に泡を消す目的で発酵中又は蒸留直前に特に必要な場合に限って添加するシリコーン樹脂</u></p> <p>第17条 製造又は販売業の廃止 (新設)</p>